

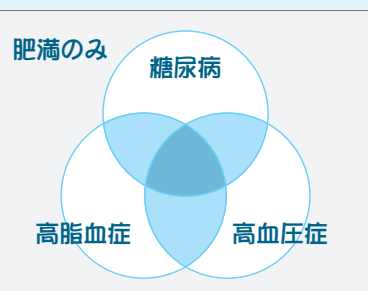
特定健診を受けて生活習慣を改善しましょう

4月からメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査が始まりました。特定健康診査によりメタボリックシンドロームに該当または予備軍と判定された方は、医師、保健師、管理栄養士から生活習慣を改善するための特定保健指導が受けられます。

メタボリックシンドロームを標的とした対策が有効と考えられる3つの根拠

第1の根拠

肥満者の多くが複数の危険因子を併せ持っている



肥満のみ／約 20%

いずれか 1 疾患有病／約 47%

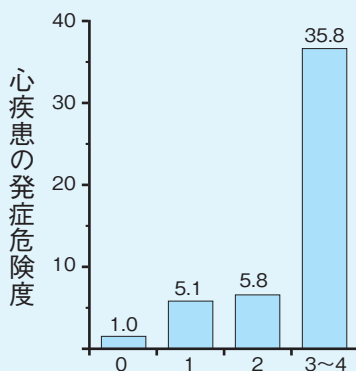
いずれか 2 疾患有病／約 28%

3 疾患すべて有病／約 5%

平成14年度糖尿病実態調査を再集計

第2の根拠

危険因子が重なるほど脳卒中、心疾患を発症する危険が増大する

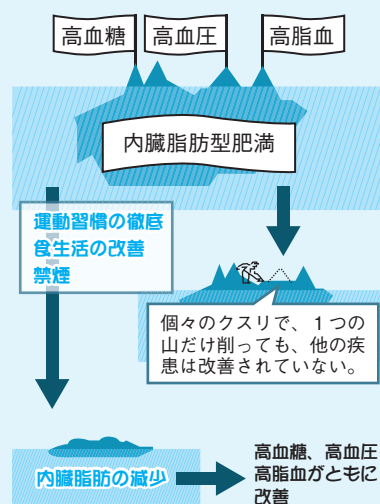


危険因子の保有数

労働省作業関連疾患総合対策研究班調査
Nakamura et al. Jpn Circ J, 65: 11, 2001

第3の根拠

生活習慣を変え、内臓脂肪を減らすことで危険因子のすべてが改善



特定健康診査等の実施については、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、各医療保険者が計画を定めるようになっています。

多久市国民健康保険「特定健康診査等実施計画」 (抜粋)

○特定健診・特定保健指導の対象者

- ・ 4月1日現在の多久市国民健康保険加入者のうち、実施年度中に40歳から74歳になる方で、特定健康診査の受診時に同じく加入者である方。

○計画の期間 平成20年度から平成24年度（1期：5年間）

○多久市国民健康保険の目標値

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健診の実施率	38%	43%	51%	58%	65%
特定保健指導の実施率	18%	25%	31%	38%	45%
内臓脂肪症候群の該当者・予備軍の減少率	—	—	—	—	10%

平成24年度の数値を目標に推進しています。

